



2018年9月14日

各 位

会 社 名 インフォテリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎  
(コード：3853 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 齊藤裕久  
(TEL 03-5718-1655)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2018年9月14日開催の取締役会において、2017年4月4日付「英国 This Place Limited 社の株式の取得（子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」及び2017年4月20日付「英国 This Place Limited 社の株式の取得（子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分の完了に関するお知らせ」で公表したとおり、当社が2017年4月20日付で取得した This Place Limited（本社：英国ロンドン、CEO:Dusan Hamlin、以下「This Place 社」といいます。）が発行する株式 33,496 株（以下「This Place 社株式」といいます。）の対価の一部とするために、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2018年10月1日
(2) 処分株式数	普通株式 284,041 株
(3) 処分価額	1株につき 1,010 円
(4) 調達資金の額	2億8千6百88万2千312円（2018年9月13日の為替レート1英ポンド=145.2円にて換算） 金銭以外の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、当社が2017年4月20日付で取得した This Place 社が発行する This Place 社株式の対価の一部である当社に対する金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）であり、その価額は1,975,773.5英ポンド（2億8千6百88万2千312円）に相当する部分（合計284,041株）となります。従いまして、この現物出資による第三者割当は、資金調達を

	目的としたものではありません。
(5) 募集又は割当方法 (処分予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり合計 284,041 株を割り当てます。</p> <p>① Dusan Hamlin 234,043 株</p> <p>② Benjamin Aldred 12,720 株</p> <p>③ Christoph Burgdorfer 8,845 株</p> <p>④ Andrew McGinn 11,473 株</p> <p>⑤ Chloe Kirton 7,632 株</p> <p>⑥ Genevieve Priebe 4,240 株</p> <p>⑦ Russell Buckley 2,544 株</p> <p>⑧ Matthew Groves 2,544 株</p>
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件といたします。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年4月20日付「英国 This Place Limited 社の株式の取得（子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分の完了に関するお知らせ」で公表したとおり、企業のウェブやアプリケーション等のデザインを作成するデジタル・デザインのサービスを提供している This Place 社の持分を 100%取得し、子会社化（以下「本件買収」といいます。）しました。

2017年4月4日付「英国 This Place Limited 社の株式の取得（子会社化）及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」で公表したとおり、本件買収に係る対価は、CEO の Dusan Hamlin 氏ほか This Place 社のすべての株主合計 8 名（うち 7 名は同社の役員、残り 1 名は投資家株主。以下「本売主」又は「処分予定先」といいます。）に対して、①本件のクロージング時（2017年4月20日）に 7 百万英ポンド（総額 9 億 7 千 7 百 90 万円）（注 1）相当の現金及び当社普通株式（内訳：現金 6 百万英ポンド（8 億 3 千 8 百 20 百万円）、当社普通株式 1 百万英ポンド（1 億 3 千 9 百 70 万円）相当。以下「クロージング対価」といいます。）、並びに②クロージング後 5 年間にわたり、1 年ごとに This Place 社の各年の EBIT（注 2）の実績に応じて算出される、現金及び当社株式（以下「アーンアウト対価」といいます。）によって本売主の This Place 社の持分比率に応じて支払うものと合意しました。

当社は、本売主とのかかる本件買収に関する合意に従い、本件買収が実行された日（2017年4月20日。以下「クロージング日」といいます。）において、クロージング対価を本売主に対して交付しました。

次に、アーンアウト対価は、クロージング対価と同じく本件買収の対価を構成するものとして、本売主に追加的に支払われる対価であり、クロージング日から 2022 年 3 月 31 日までの期間において、4 月から翌年 3 月までの各事業年度に係る This Place 社の EBIT の

実績に応じて、毎事業年度、追加の当社普通株式及び現金を交付するものとしております。具体的には、This Place 社の EBIT 実績が表 1-1 記載の目標値（ご参考として、英ポンド・日本円の為替レートを便宜上 1 英ポンド=143.9 円と仮定した表 1-1 の円換算値として、表 1-2 をあわせてご参照ください。）を達成した場合には、当社は、This Place 社株主に対して、達成度合いに応じた金額（同表のアーンアウト固定金額及びアーンアウト追加分の合計）の金銭債権を付与するものとしております。このアーンアウト対価に係る金銭債権のうち、50%相当額については現金で支払い、残りの 50%相当額については本売主から当該アーンアウト対価に係る金銭債権の現物出資を受けることにより、当社普通株式を自己株式処分又は新株発行により交付します。アーンアウト対価のうち当社普通株式部分に係る 1 株あたりの処分価額又は発行価額は、This Place 社の EBIT 実績が目標値を達成したことが判定され、当社取締役会がアーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とし、割当数量又は処分数量は、アーンアウト対価の 50%相当額（英ポンド）を取締役会で決議した日の前日の為替レートで円換算額を算出し、当該処分価額又は発行価額で除した数（端数は現金により交付）となります。アーンアウト対価が支払われる場合には、当社普通株式の交付につき、当社は、当社が現在保有する自己株式の処分又は新株発行に関して、金融商品取引法取引法に基づく有価証券届出書の届出その他の法令上必要とされる手続を行うとともに、東京証券取引所規則に基づき必要とされる開示を行います。

以上に対して、EBIT の実績が表 1-1 記載の目標値に達しない場合にはアーンアウト対価は発生しないこととなります。

このように、本件買収対価の総額を本件買収の実行時点で一括して支払うのではなく、一部をアーンアウト対価とし、This Place 社が達成した EBIT の実績に応じて支払うことにより、本件買収に伴い当社が相当でない対価を支払うリスクを軽減するとともに、アーンアウト対価の支払いを受ける本売主に対する This Place 社の業績向上へのインセンティブ効果が得られることとなります。

また、本売主の殆どが This Place 社の役職員として、経営及び運営における重要な役割を担っていることから、当社と本売主との間の契約において、クロージング対価及びアーンアウト対価として交付される当社普通株式の 50%は取得した日から 3 年間は売却ができないロックアップ条項を設けております。これにより、長期的に This Place 社及び当社グループのグローバルな業績の拡大に寄与する効果が得られることとなります。

なお、アーンアウト対価のうち、当社普通株式部分については、当社が現在保有する自己株式の処分により交付することを優先し、This Place 社の EBIT 実績によりかかる自己株式が不足する場合は新株を発行することにより交付する予定であります。

本件買収実行後、This Place 社は米国大手携帯キャリア企業や、欧州大手スーパーマーケットチェーン企業などへサービスを提供してまいりました。その結果、同社は当初の予想を大きく上回る業績を達成することができました。

以上のような This Place 社による業績達成の結果、クロージング日から 2018 年 3 月 31 日までの本件買収実行後第 1 事業年度（以下「本事業年度」といいます。）の This Place 社の EBIT 実績は 4,930,781 英ポンドとなり、This Place 社は表 1-1 の EBIT 目標値 4,000,000 - 4,999,999 を達成したことから、当社取締役会は、2018 年 9 月 14 日、本売主とのアーンアウト対価に関する合意に従い、処分予定先に、本事業年度に係るアーンアウト対価 3,951,547 英ポンド（当該取締役会決議日の前日の為替レート（以下「前日為替レート」といいます。）による円換算値 5 億 7 千 3 百 76 万 4 千 624 円）（以下「本事業年度アーンアウト対価」といいます。）を支払うことを決議しました。本事業年度アーンアウト対価のうち 50%相当額の 1,975,773.5 英ポンド（前日為替レートによる円換算値 2 億 8 千 6 百 88 万 2 千 312 円）は現金で支払い、残りの 50%相当額は、本金銭債権の現物出資による本自己株式処分を行い、当社普通株式を交付します。本自己株式処分における 1 株あたりの処分価額は、本事業年度アーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した 2018 年 9 月 14 日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,010 円とし、処分数量は、アーンアウト対価 50%相当額 1,975,773.5 英ポンドを前日為替レートで円換算した 2 億 8 千 6 百 88 万 2 千 312 円を、当該 1 株あたり処分価額で除した 284,041 株（端数は現金により交付）としました。

#### 割り当てようとする株式の数

Dusan Hamlin	234,043 株
Benjamin Aldred	12,720 株
Christoph Burgdorfer	8,845 株
Andrew McGinn	11,473 株
Chloe Kirton	7,632 株
Genevieve Priebe	4,240 株
Russell Buckley	2,544 株
Matthew Groves	2,544 株
合計の株式数	284,041 株

当社株式の割当数は、本売主の間で合意された株式数を割当てております。本事業年度アーンアウト対価である現金、当社株式割当額の合計額は本売主の This Place 社株式の保有株式数に比例します。

- (注) 1. クロージング対価に記載された円換算値は 2017 年 4 月 3 日の英ポンド・日本為替レートにより英ポンドから円に換算したものです。
2. EBIT とは、利払い・税引き前利益のことです。

表 1-1 : EBIT 目標値とアーンアウト対価の対照表 (英ポンド)

<u>EBIT 目標値 (英ポンド)</u>	<u>アーンアウト固定金額 (英ポンド)</u>	<u>アーンアウト追加分 (英ポンド)</u>
1,000,000 未満	0.00	無し
1,000,000 - 1,249,999	750,000.00	無し
1,250,000 - 1,499,999	1,000,000.00	無し
1,500,000 - 1,749,999	1,250,000.00	無し
1,750,000 - 1,999,999	1,500,000.00	無し
2,000,000 - 2,999,999	1,750,000.00	$(\text{EBIT} - 2,000,000) \times 0.80$
3,000,000 - 3,999,999	2,550,000.00	$(\text{EBIT} - 3,000,000) \times 0.75$
4,000,000 - 4,999,999	3,300,000.00	$(\text{EBIT} - 4,000,000) \times 0.70$
5,000,000 - 5,999,999	4,000,000.00	$(\text{EBIT} - 5,000,000) \times 0.65$
6,000,000 - 6,999,999	4,650,000.00	$(\text{EBIT} - 6,000,000) \times 0.60$
7,000,000 - 7,999,999	5,250,000.00	$(\text{EBIT} - 7,000,000) \times 0.55$
8,000,000 以上	5,800,000.00	$(\text{EBIT} - 8,000,000) \times 0.50$

(注) 1,000,000 英ポンドを超える EBIT 目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクロージング後も継続して This Place 社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。

表 1-2 : [ご参考] EBIT 目標値とアーンアウト対価の対照表 (日本円)

<u>EBIT 目標値 (日本円)</u>	<u>アーンアウト固定金額 (日本円)</u>	<u>アーンアウト追加分 (日本円)</u>
143,900,000 未満	0	無し

143,900,000 - 179,874,856		107,925,000	無し
179,875,000 - 215,849,856		143,900,000	無し
215,850,000 - 251,824,856		179,875,000	無し
251,825,000 - 287,799,856		215,850,000	無し
287,800,000 - 431,699,856		251,825,000	(EBIT - 287,800,000) x 0.80
431,700,000 - 575,599,856		366,945,000	(EBIT - 431,700,000) x 0.75
575,600,000 - 719,499,856		474,870,000	(EBIT - 575,600,000) x 0.70
719,500,000 - 863,399,856		575,600,000	(EBIT - 719,500,000) x 0.65
863,400,000 - 1,007,299,856		669,135,000	(EBIT - 863,400,000) x 0.60
1,007,300,000 - 1,151,199,856		755,475,000	(EBIT - 1,007,300,000) x 0.55
1,151,200,000 以上		834,620,000	(EBIT - 1,151,200,000) x 0.50

(注) 1. 143,900,000円を超える EBIT 目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクロージング後も継続して This Place 社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。

2. 上記の円換算値は便宜上 2018 年 8 月 31 日時点の為替レート 1 英ポンド=143.9 円と仮定した参考値であり、実際にはアーンアウト対価交付決定日前日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分価額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
284,313,807	500,000	-

発行諸用の概算額は、弁護士費用です。なお、処分価額の総額は便宜上2018年8月31日時点の為替レート1英ポンド=143.9円で換算した参考値であり、実際には2018年9月13日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。

本自己株式処分は、本事業年度アーンアウト対価の一部として、本金銭債権を対価とする現物出資の目的財産として自己株式の処分を行うものであって、資金調達を目的としたものではありません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記のとおり、本自己株式処分は、資金調達を目的としたものではなく、本金銭債権を対価とする現物出資の目的財産として行うものです。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記のとおり、本自己株式処分は、資金調達を目的としたものではありません。

### 5. 処分条件等の合理性

#### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、本売主とのアーンアウト対価に関する合意に従い、本自己株式処分の取締役会決議日の直前取引日である2018年9月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の1,010円といたしました。

直前取引日の終値を処分価額算定の基準といたしましたのは、本売主とのアーンアウト対価に関する合意に従ったものであることに加えて、実質的にも、取締役会決議日の直前のマーケットプライスに基づくことが合理的であると判断したこと、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」に沿ったものであることによるものです。なお、本自己株式処分に係る処分価額は、直近取引日までの1ヵ月間の終値平均1,051円との乖離△3.9%、当該直近取引日までの3ヵ月間の終値平均1,036円との乖離△2.5%、当該直近取引日までの6ヵ月間の終値平均1,156円との乖離△12.7%となっております。以上のことから、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとは言えず、合理的であると判断しております。

これを踏まえ、2018年9月14日に開催された取締役会に出席した監査役3名（内2名は社外監査役）は、上記処分価額につきましては、適法であり特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記「2. 処分の目的及び理由」に記載したとおり、本自己株式処分により交付される当社普通株式は、本事業年度アーンアウト対価 50%相当額 1,975,773.5 英ポンドの円換算値 2 億 8 千 6 百 88 万 2 千 312 円を、本事業年度アーンアウト対価を交付することに関する取締役会決議日の前日終値 1,010 円で除した数である 284,041 株としています。その結果、2018 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 17,480,165 株、自己株式数 535,141 株に対して、議決権ベースで 1.67%の株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本事業年度アーンアウト対価のうち当社普通株式に係る部分は、This Place 社が本事業年度において所定の業績目標を達成し、その結果当社グループの業績も向上して初めて一定の株式の希薄化が生じるものであること、前記表 1-1 記載の達成 EBIT に応じたアーンアウト対価の金額自体も合理的といえることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① Dusan Hamlin

(1) 氏名	Dusan Hamlin
(2) 住所	Hazelwood Close, Cambridge, CB4 3SW, UK
(3) 職業の内容	This Place 社 CEO
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社執行役員 Global COO

割当株式数：234,043 株

② Benjamin Aldred

(1) 氏名	Benjamin Aldred
(2) 住所	Peterborough Road, London, SW6 3EF, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：12,720 株

③ Christoph Burgdorfer

(1) 氏名	Christoph Burgdorfer
(2) 住所	39 Dibden Street, London, N1 8RH, UK



(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数 : 8,845 株

④ Andrew McGinn

(1) 氏名	Andrew McGinn
(2) 住所	Gayville Road, London, SW11 6JP, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数 : 11,473 株

⑤ Chloe Kirton

(1) 氏名	Chloe Kirton
(2) 住所	Sturgeons Way, Hitchin SG4 0BN, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数 : 7,632 株

⑥ Genevieve Priebe

(1) 氏名	Genevieve Priebe
(2) 住所	26th Avenue, Seattle, WA 98122, USA
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数 : 4,240 株

⑦ Russell Buckley

(1) 氏名	Russell Buckley
(2) 住所	Graces Mews, London SE5 8JF, UK
(3) 職業の内容	Kindred Capital VC パートナー
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数 : 2,544 株

⑧ Matthew Groves

(1) 氏名	Matthew Groves
(2) 住所	Island House, Three Mill Lane, London, E3 3AF, UK
(3) 職業の内容	元 This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数 : 2,544 株

処分予定先との面談により処分予定先が反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、処分予定先から反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を受領しております。また当社においても、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、処分予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、処分予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は処分予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分予定先を選定した理由

本自己株式処分は、本事業年度アーンアウト対価を交付するために行うものですので、処分予定先は本売主となります。処分予定先は上述のとおり This Place 社の業績達成に貢献してきたことから、本事業年度アーンアウト対価の交付により当社普通株式を追加的に保有してもらうことで、翌事業年度以降も引き続き同社の業績向上を図ることを通じて、当社グループの企業価値向上がさらに期待できることから、処分予定先として適切と考えております。

(3) 処分予定先の保有方針

「2. 処分の目的及び理由」にて前述のとおり、本売主は、当社との契約上、本事業年度アーンアウト対価を含む本件買収の対価として交付される当社普通株式の 50% について取得した日から 3 年間は売却しないことを誓約しております（ロックアップ条項）。本売主が保有するそれ以外の当社普通株式についてはその保有方針について特段の取り決めをしておりませんが、処分予定先のうち This Place 社の役職員は、一定額以上のアーンアウト対価の交付を受けるためには This Place 社を含む当社グループへの継続勤務が条件となっていることから、This Place 社の業績向上については当社グループの企業価値向上へのインセンティブとなります。また、本売主全員は中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、将来的に売却する場合

でも、当社株価に悪影響が及ぶことのないように、本売主は、当社との契約上、東京証券取引所における当社株式前日出来高の 10%を超える当社株式を 1 日で売却は行わないことを誓約しております。また、当社は、処分予定先から、処分予定先が払込期日から 2 年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先である本売主は、現物出資の方法により本自己株式処分を受けることから、金銭の払込みは行いません。当社は、本件買収に関する最終契約書及び本事業年度の EBIT 実績の確認を通じて、処分予定先が、現物出資の目的となる本金銭債権を保有していることを確認しています。

なお、現物出資の対象となる財産（以下、「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第 207 条第 1 項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております（同条第 9 項第 1 号）。本金銭債権の現物出資により割り当てる株式の総数は 284,041 株であり、2018 年 9 月 14 日現在の当社発行済株式総数 17,491,265 株の 10 分の 1 を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

#### 7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前		処分後	
平野 洋一郎	12.04%	平野 洋一郎	11.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.44%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.31%
北原 淑行	5.66%	北原 淑行	5.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	4.01%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	3.95%
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	3.25%	パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	3.19%
株式会社ミロク情報サービス	3.12%	株式会社ミロク情報サービス	3.07%

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.81%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.78%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.25%	Dusan Hamlin	1.44%
古谷 和雄	1.05%	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.23%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	0.74%	古谷 和雄	1.03%

- (注) 1. 上記の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式535,141株を保有しております。
3. 2018年3月31日現在の株主名簿を基準としております。
4. 処分後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年3月31日現在の議決権数169,375個に、本自己株式処分により増加する議決権数(2,837個)を加えて算出しております。

#### 8. 今後の見通し

自己株式処分による、当期以降の当社業績への影響はありません。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による自己株式の処分は、希薄化率が25%以下であり、かつ支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見の入手及び株主の意思確認は要しません。

#### 10. 発行要項

別紙をご参照ください。

以 上

別紙 自己株式の処分要項

(1) 処分株式数	284,041 株
(2) 処分価額	1 株につき 1,010 円
(3) 処分価額の総額	286,882,312 円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 払込期日	2018 年 10 月 1 日
(6) 処分後の自己株式数	614,600 株